

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	1 6次産業化総合 支援強化事業(農 産加工推進事業)	熊本県農産物加工推進協議会が実施する、消費者ニーズに即した商品開発等の支援や販売促進に係る取組みに必要な経費	交付決定の日から3月31日まで	熊本県農産物加工推進協議会	2分の1以内 (上限800千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	2 6次産業化総合 支援強化事業(6 次産業化支援事業)	県内農林水産業の6次産業化の取組みの拡大に必要な経費	4月1日から3月31日まで	熊本6次産業化推進協議会	定額(上限1,900千円)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2 項第1号該 当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	3 6次産業化総合 支援強化事業（農林 水産加工整備事業）	農林水産物加工機器導入に併せて高度な衛生 管理基準をクリアするために不可欠な機器導入 に必要な経費	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	・農林漁業者（※1）3戸以上 で構成する団体・法人（※2） ・農業協同組合、農業協同組合 出資法人等 ・「たけモン くまモン うまか モンプロジェクト（小泉武夫先 生監修）」商品認定事業者（※3） ・総合化事業計画認定を受けた 農林漁業者団体 ※1：ただし、林業者について は、「たけモン くまモン う まかモンプロジェクト（小泉武 夫先生監修）」商品に認定された 事業者に限る。 ※2：農林漁業者が主たる構成 員であり、中小企業基本法第2 条第5項に該当する事業者。 ※3：ただし、平成28年度以 降の熊本県農産物加工コンク ール入賞者も、これに該当するも のとみなす。	2分の1以内 （上限5,000 千円）	事業費の30%を超える 増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	4 6次産業化総合 支援強化事業（6次 産業化加速化支援事 業）	新たに6次産業化に取り組むための商品開 発に必要な経費 (1) 試作品開発費 ・製造委託費、機器レンタル料、パッケー ジ・ラベル製作費等 (2) 食品表示関係経費 ・栄養成分分析、賞味期限設定試験	交付決定の 日から事業 完了の日又 は3月31 日まで	農林漁業者、3戸以上で構成す る団体・法人（農林漁業者が主 たる構成員であり、中小企業基 本法第2条第5項に該当する事 業者） ※アグリビジネスセンター等公 的機関の支援を受けながら、新 たに商品開発に取り組む者に限 る。	定額（上限200 千円）	1 事業費の30%を超 える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	5 6次産業化総合 支援強化事業（6次 産業化関連交付金）	農山漁村振興交付金交付等要綱及び農山漁 村振興交付金（農山漁村発イノベーション対 策）実施要領に基づき実施する以下の取組に必 要な経費、もしくは、当該経費に対して補助す る場合における当該補助に要する経費 （1）農山漁村発イノベーション推進支援事業 ア 2次・3次産業と連携した加工・直売の 取組み イ 新商品開発・販路開拓の取組み ウ 多様な地域資源を新分野で活用する取 組 エ 多様な地域資源を活用した研究開発・成 果利用の取組 （2）農山漁村発イノベーション整備事業 ア 産業支援型（農林水産物の加工、流通、 販売等のために必要な施設）	交付決定の 日又は交付 決定前着手 承認の日か ら事業完了 の日又は 3 月 31 日ま で	（1）ア～エ 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 農林漁業者等、民間事業者、 公益社団法人、公益財団法人、 一般社団法人等 （2）産業支援型 【補助事業者】 市町村 【事業主体】 総合化事業計画認定を受けた農 林漁業者団体、農商工等連携事 業計画認定を受けた農林漁業者 団体及び中小企業者	（1）ア～ウ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 2分の1以内 を限度とする （1）エ 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 上限は500万 円を上限とす る （2）ア 10分の10以 内ただし、事業 主体に係る補 助対象経費の 10分の3以内 （中山間地農 業ルネッサン ス事業又は市 町村戦略に基 づく取組事業 又は障害者等 を雇用するこ とが確実であ る事業につい ては2分の1 以内）を限度 とする	（1）～（2） 1 事業主体（名称）の 変更 2 事業新設又は廃止 3 交付対象経費の減 額（補助対象経費(1)不 用額の発生が確実であ る場合に限る） 4 事業費の3割以上 の増減（補助対象経費 (2)に限る）	無	要	[状況報告] 12月31日 (ただし、知 事が定める概 算払請求書を もって代える ことができる。) [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 1月31日 [実績報告] 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 アグリ ビジネス 課	6 卸売市場整備活性化事業（拠点卸売市場活力アップ事業）	株式会社熊本地方卸売市場が実施する市場間の連携強化や生産者・消費者等にとって魅力ある市場づくりに向けた取組に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	株式会社熊本地方卸売市場	2分の1以内 (上限1,000千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	7 卸売市場整備活性化事業（卸売市場研修事業）	流通の現状や、取引の効率化を図る技術・資質を高めるための研修に必要な経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県青果卸市場連合会	定額(上限500千円)	事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	8 企業の農業参入トータルサポート事業（参入企業スタートアップ支援事業）	企業等の農業参入に伴う次の事業に要する経費（人件費、租税公課、不動産の取得・賃借費、家畜・家禽類、汎用性が高い備品・機械器具の取得・改修を除く）除く (1) 作物導入 (2) 加工品開発 (3) 販路開拓 (4) 簡易な土地基盤整備	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 企業等 【事業主体】 企業等	3分の1以内※ 復旧・復興プラン該当市町村は2分の1以内(上限500万円～1,000万円)	1 事業主体の変更 2 事業種目の新設又は廃止 3 事業費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	9 企業の農業参入 トータルサポート 事業（参入企業ス テップアップ支援 事業）	農業に参入した企業が、更なる事業展開として実施する6次化産業化や規模拡大を目指した生産体制の強化等のための、施設整備や機械導入に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 企業等 【事業主体】 企業等	農地所有的確 法人は2分の1 以内 それ以外の場 合は3分の1 以内 ※復旧・復興 プラン該当市 町村は2分の1 以内（上限 2,048万円）	1 事業主体の変更 2 事業費の30%を超える増減（ただし入札による減は除く）	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日 から1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日
	10 熊本県地域未来 投資促進事業（く まもと県南フード バレー地域農産物 活用拠点強化事 業・地方創生未来 型農業の拠点づく り支援事業）	地域経済牽引事業計画の承認を受けた企業等が、当該事業計画に基づき実施する以下に掲げる事業で、高い先進性、高い付加価値の創出及び地域の事業者への高い経済的効果等が認められるもの 1 くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業 （1）施設・設備等の整備・導入 （2）機械・備品等の購入 2 地方創生未来型農業の拠点づくり支援事業 （1）施設・設備等の整備・導入 （2）機械・備品等の購入 （3）研究開発・加工品開発等	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県地域未来投資基本計画に掲げる地域の特性のうち、本県の「くまもとの赤」等の特産物を活用した稼げる農林水産業分野の取組みについて、知事及び経済産業大臣より地域経済牽引事業計画の承認を受けた者 なお、1くまもと県南フードバレー地域農産物活用拠点強化事業については、くまもと県南フードバレー構想の推進エリア内（八代地域、水俣・芦北地域、人吉・球磨地域）で実施される取組みとする。	補助率： 2分の1以内 補助限度額： 1億円	1 事業種目の新設又は廃止 2 経費の30%を超える増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業の完了した 日から起算 して1か月を 経過した日又 は3月31日の いずれか早い 日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	11 農産物安定輸送 調査事業	農産物の安定輸送を確保するための調査に係る経費 (1) 輸送費 (2) 調査機器レンタル費 (3) 調査機器輸送費 (4) 旅費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県農協青果物輸送改善協議会	①2分の1以内 (上限 50 万円)	事業費の 30%を超える増減	無	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	12 くまもと県産農産物ネットワーク構築事業	県内直売所ネットワーク構築及び県産農産物等を結ぶ物流ルートの運用に要する経費	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	県産農産物等を販売する物産館及び直売所等	2分の1以内	1 事業費の 30%を超える増減 2 事業主体の変更 3 事業の中止又は廃止	無	要	[状況報告] 10月31日 [実績報告] 事業完了時	[状況報告] 11月30日 [実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	13 地産地消に関わるSDGs取組み支援事業	熊本県SDGs登録事業者が実施する地産地消に関わるSDGsの取組みに必要な経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県SDGs登録事業者	定額(上限20万円)	1 事業費の 30%を超える増減 2 事業主体の変更 3 事業の中止又は廃止	有 (第9条第2項第3号該当)	否	[実績報告] 事業完了時	[実績報告] 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	14 球磨川流域地産地消支援事業	市町村が行う地産地消に関する活動や広報等に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	八代市、人吉市、芦北町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、津奈木町	定額(上限10万円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止 4 補助金額の変更	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	15 学校給食の充実に向けた地産地消推進事業	学校給食における地場産物等活用の促進及び農林漁業体験の機会の提供に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	定額(上限100万円) ただし、食材費は上限50万円かつ、1人当たりの上限額は、1,000円	1 目標を追加又は削除しようとする場合 2 目標値を変更しようとする場合 3 補助金額の増額又は30%以上の減額を伴う変更をしようとする場合 4 補助事業を追加、中止又は廃止しようとする場合	無	否	〔状況報告〕 11月30日 〔実績報告〕 事業完了時	〔状況報告〕 12月15日 〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	16 熊本県水産製品製造業等緊急支援事業	食品衛生法に係る新規営業許可取得に必要な施設整備等に要する経費	令和4年4月1日から事業完了の日又は令和6年3月8日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 漁協、商工会、事業者等が組織する団体等	2分の1以内 (上限5,000千円/事業者)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の要否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	17 フードバリューチェーン構築推進事業	フードバリューチェーン構築のために必要な個別事業者の機能強化につながる以下の取組みに要する経費 ①機器の再配置等 ②機材の導入等	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	農産物選果場、農産加工施設、直売所等 ※県の支援を受け、業務の効率化等に取組む者に限る。	定額(①上限500千円、②上限750千円)	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
	18 くまもと食と農の発見事業	(1) 事業実施に係るコーディネートに要する経費 (2) 県産食材の消費拡大及び新たな販路拡大につながる以下の取組みに要する経費 ①社員食堂における県産食材の促進 ②社員食堂における県産食材のPR活動 ③県産食材のおいしさ再発見(サンプル提供) ④地産地消の理解促進活動	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	(1) コーディネート事業者 (2) 【補助事業者】 コーディネート事業者 【事業実施主体】 ①～④を実施する社員食堂を有する企業	(1) 定額(上限260万円) (2) 【補助事業者】 10/10以内 【事業実施主体】 ①1人当たり上限2,100円 ②1事業実施主体当たり上限10万円 ③1人当たり上限500円、④1人当たり上限1,000円	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 事業の中止又は廃止	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事業名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 (補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示)	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前 着手承認の 適用除外の 有無	事業計画 承認申請 の可否	事業遂行状況報告 及び実績報告	
									報告時点	報告期限
流通 ア グ リ ビ ジ ネ ス 課	19 県産農産物県 外輸送効率化緊急 支援事業	トラック運転手の時間外労働上限規制に伴い生じる農林水産物の輸送能力不足(2024年輸送問題)等に対応するための、効率的な輸送体系の構築に要する経費、もしくは当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	6月2日(物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン策定日)から事業完了の日又は3月8日まで	【補助事業者】 熊本県経済農業協同組合連合会 【事業主体】 農業協同組合等	定額(ただし農林水産部長が別に定める上限の範囲内)	事業費の30%を超える増減	有 (第9条第2項第3号該当)	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月15日のいずれか早い日